



事前防災の徹底！ ～防災庁設置に向けて～

令和7年8月2日

内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣官房 防災庁設置準備室審議官
河合 宏一



ぼうさい応援キャラクター
《なまぼ～》

過去の大規模災害と今後想定される大規模災害

大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠。

東日本大震災

- ・死者数：19,775人
- ・避難者数：最大47万人
- ・全半壊家屋数：406,038棟

〈※R6.3.8 14:00時点〉

令和6年能登半島地震

- ・死者数：515人
- ・避難者数：最大5.7万人
- ・全半壊家屋数：29,523棟

〈※R7.1.28 14:00時点〉

平成30年7月豪雨

- ・死者数：237人
- ・避難者数：最大4.2万人
- ・全半壊家屋数：18,010棟

〈※H31.1.9時点〉

平成28年熊本地震

- ・死者数：277人
- ・避難者数：最大18万人
- ・全半壊家屋数：43,386棟

〈※人的被害：R6.8.14時点〉

〈※建物被害：H31.4.12時点〉

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

想定死者数：最大 約19.9万人

- ・想定避難者数：最大 約60万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約22万棟

※ 30年以内に千島海溝でM8.8以上の地震が発生する確率
：7%～40%

首都直下地震

想定死者数：最大 約2.8万人

- ・想定避難者数：最大 約290万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約61万棟

※ 南関東地域で30年以内にM7クラスの地震が発生する確率
：70%程度

富士山噴火

【溶岩流等】 想定影響範囲内人口：約79万人

想定事前避難者数：約11万人

【火山灰】 交通機能の麻痺やライフラインの機能停止、本道家屋の倒壊など、首都圏を含む広域に影響を及ぼすおそれ

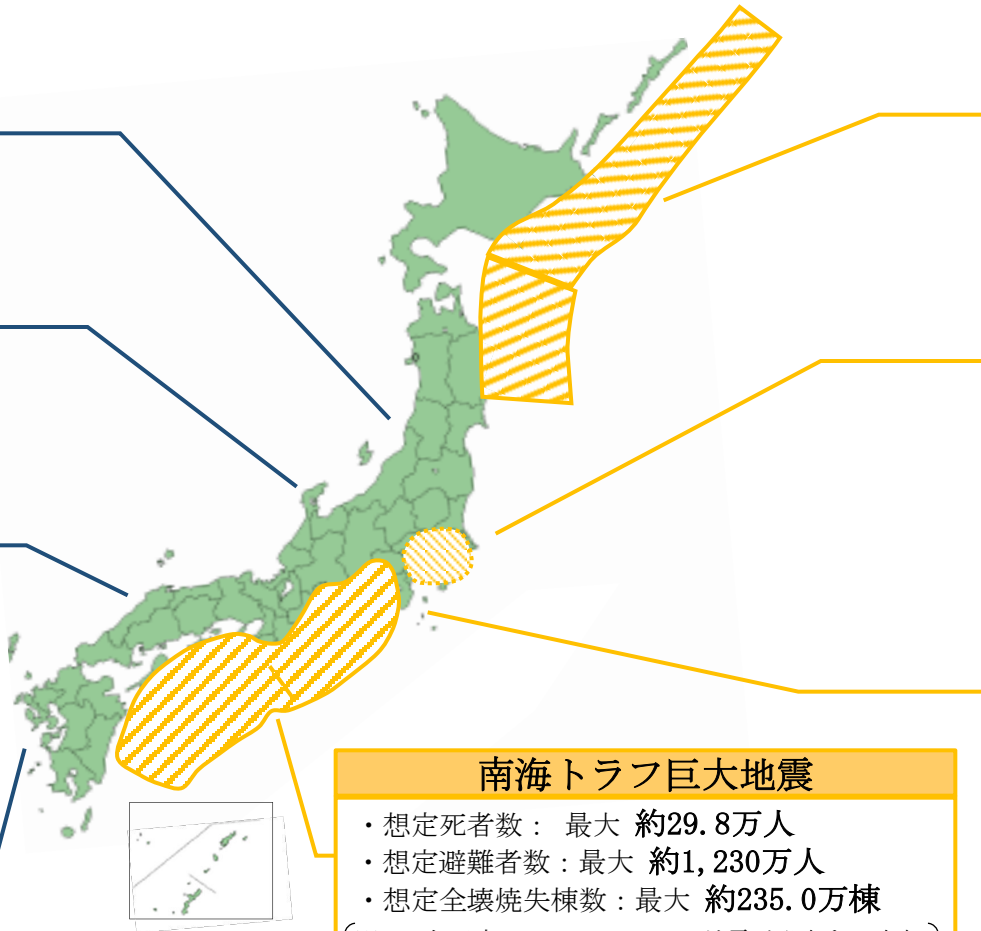
※地震の発生確率は、地震調査研究推進本部による

(令和7年1月時点)

南海トラフ巨大地震

- ・想定死者数：最大 約29.8万人
- ・想定避難者数：最大 約1,230万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約235.0万棟

※ 30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率
：80%程度



今後想定される豪雨災害について

○近年、毎年のように日本各地で、これまで経験したことのないような豪雨により、深刻な水害や土砂災害が発生。

○今後、気候変動に伴う降雨量の増大や洪水発生頻度が高まることが予測されており、これまで以上に水災害の激甚化・頻発化が懸念。

近年発生している主な水災

害

平成30年7月豪雨



小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

令和元年東日本台風



千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)

令和2年7月豪雨



球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

令和6年9月の大雨



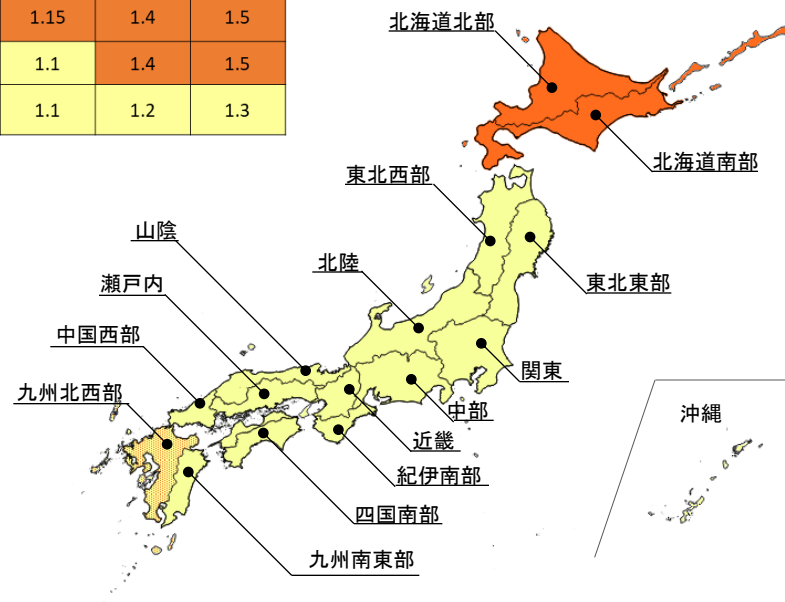
塚田川における人家流失・流木阻害
(石川県輪島市)

今後懸念される気候変動の影響

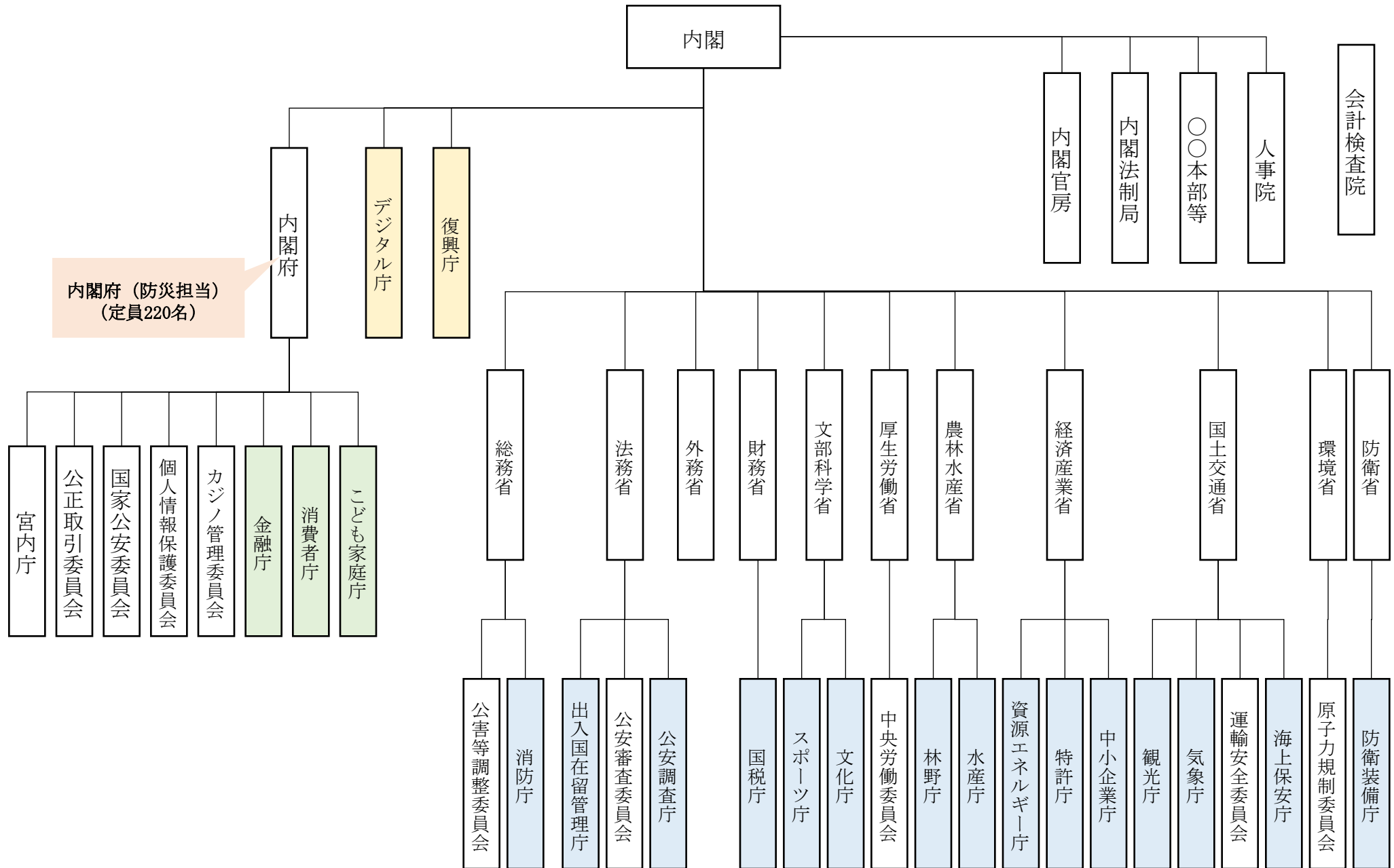
響

＜地域区分ごとの降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3



国の行政機関の組織について



防災庁設置の基本的な方向性

1 人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務。

1 平時からの事前防災の徹底が必要。

1 徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として「防災庁」を設置。

1 防災庁は、内閣直下に設置し、平時からの政府全体の防災施策の実施をリードし加速するための勧告権等を有する専任の大臣の下、十分なエキスパート人材と予算を有する組織とする。

防災庁が担うべき司令塔機能

I 防災に関する基本的政策・国家戦略の立案

II 徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔

III 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔



今後の進め方

令和7年夏以降 予算・機構定員要求

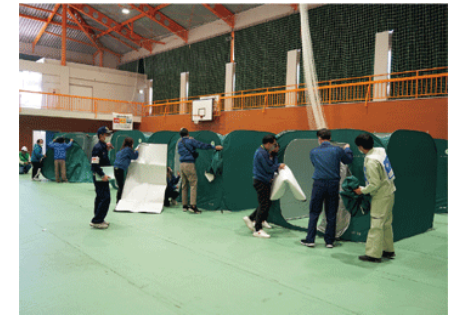
令和8年通常国会 関連法案提出

令和8年度中 防災庁設置

防災庁が推進すべき主な取組①

モレ・ムラのない被災者支援の実現

- 1 スフィア基準等を踏まえた備蓄強化など避難生活環境の
抜本改善
- 1 避難所運営等に係る訓練実施・標準化
- 1 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 1 災害時における船舶を活用した医療提供体制整備
- 1 女性、高齢者、子ども等様々な視点における課題検証、
支援の在り方の検討の場の設置



避難所開設訓練
(福島県広野町)

防災庁が推進すべき主な取組②

デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

築

1 被災者支援DXの推進（被災者データ等の収集等システム導入）

1 人工衛星、ドローン、生成AI等を活用した迅速な被害状況把握や災害対応の意思決定支援等のためのデジタル基盤構

築

1 災害対応のリアルタイム記録、課題分析など、デジタル技術を活用した対策スキーム検討

防災庁が推進すべき主な取組

行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- 1 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 1 幼児期からの実践的な防災教育（デジタル防災教育等）
- 1 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 1 災害の記録・課題・教訓の継承等



我が身を守る訓練
(徳島県小松島市)



津波避難訓練
(大分県日出町)



防災に関するワークショップ
(徳島県鳴門市)

防災庁が推進すべき主な取組④

産官学民連携体制の強化

1 国・都道府県による自治体支援体制の強化

1 産官学民それぞれの災害対応力強化

1 専門性・リソースを持つ民間企業等の参画拡大

1 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大

1 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の構

築



官民連携による被災者支援人材育成・訓練の様子



ネットワーク会議の様子

防災庁が推進すべき主な取組⑤

災害対応標準化・人材育成・訓練

化

1 関係機関と連携した**人材育成・研修システムの構築、訓練の実施**（防災大学校など教育・訓練機能の検討）

1 幅広い経験や専門知識を有する**コーディネート人材の育成**



防災庁が推進すべき主な取組⑥

防災技術の研究開発・実装

1 防災に関する新技術ニーズの把握・統合

1 被害想定的高度化、災害救助・対応ロボットの開発など

関係機関連携による**防災技術の研究開発・実装の推進**



衛星コンステレーションシステム



水循環型手洗いスタンド



移動式防災コンテナ型トイレ

防災庁が推進すべき主な取組⑦

国際展開

1 防災技術や知見、災害の教訓等を活用した **国際社会との連携強化**

1 防災技術、知見等を活かした **防災産業の育成と国際展開**



アジア防災会議の様子

事前防災における市町村への期待

自治体による防災に必要な物資の備蓄状況の公表について

＜避難生活に必要な物資の例＞



食料



飲料水



段ボールベツ

ト



パーティショ

ン



携帯トイレ

ト



簡易トイレ

ト



自治体の中央備蓄倉庫

自治体が、上記のような物資の備蓄状況を、年1回、公表することとする。

(災害対策基本法改正)

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月）

○スフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・ トイレカー・トイレトレーラーの確保
- ・ スフィア基準「20人に1基」



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・ キッチンカー等の活用
- ・ 農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・ パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄
- ・ スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」



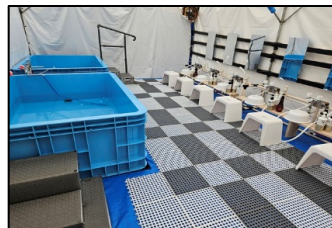
段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・ シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
- ・ スフィア基準「50人に1つ」



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

対 象 者 ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成 ○市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

記 載 内 容 （氏名、住所等のほか） ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

個別避難計画のイメージ

● ● 町 個 別 避 難 計 画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏 名	坂東 太郎		性 別	☒ 男 ☐ 女
住所又は居所*	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 一緒に避難するときコミュニケーション支援ボードがあるとよいです。		
電話番号その他の連絡先	●●●●-●●●●-1234 abcdef@ghijklmail.ne.jp			

※この場所（住所又は居所）での災害リスクは次のとおりです。
☒ 土砂災害 ☒ 特別警戒区域 ☐ 洪水 ☒ 高潮 ☐ 津波
☒ 最寄りの避難できる場所は、土砂災害の場合は●●園、高潮の場合は●●館です。
「警戒レベル3高齢者等避難」（津波の場合は「避難指示」）が発令されたらすぐに安全な場所に避難！

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。
また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。
避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載等することも可能です。

ふ り が な	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること	対応できる状況
氏名又は名称	福祉 梅子		☒ 避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☒ その他 （※具体的に書いてください） メールやFAXで、避難しているかを確認	☒ 台風や大雨など ☐ 土砂災害 ☐ 地震 ☐ 津波 ☒ その他（高潮、噴火など）
住所又は居所	●●町字◆◆35番地			
電話番号その他の連絡先	●●●●-●●●●-5678			

ふ り が な	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること	対応できる状況
氏名又は名称	◆◆自治会		☐ 避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先に一緒に行く ☐ その他 （※具体的に書いてください） 平素からの挨拶、声かけ、簡易的な避難訓練	☒ 台風や大雨など ☒ 土砂災害 ☐ 地震 ☐ 津波 ☐ その他（高潮、噴火など）
住所又は居所	●●町字◆◆78番地			
電話番号その他の連絡先	●●●●-●●●●-7891			

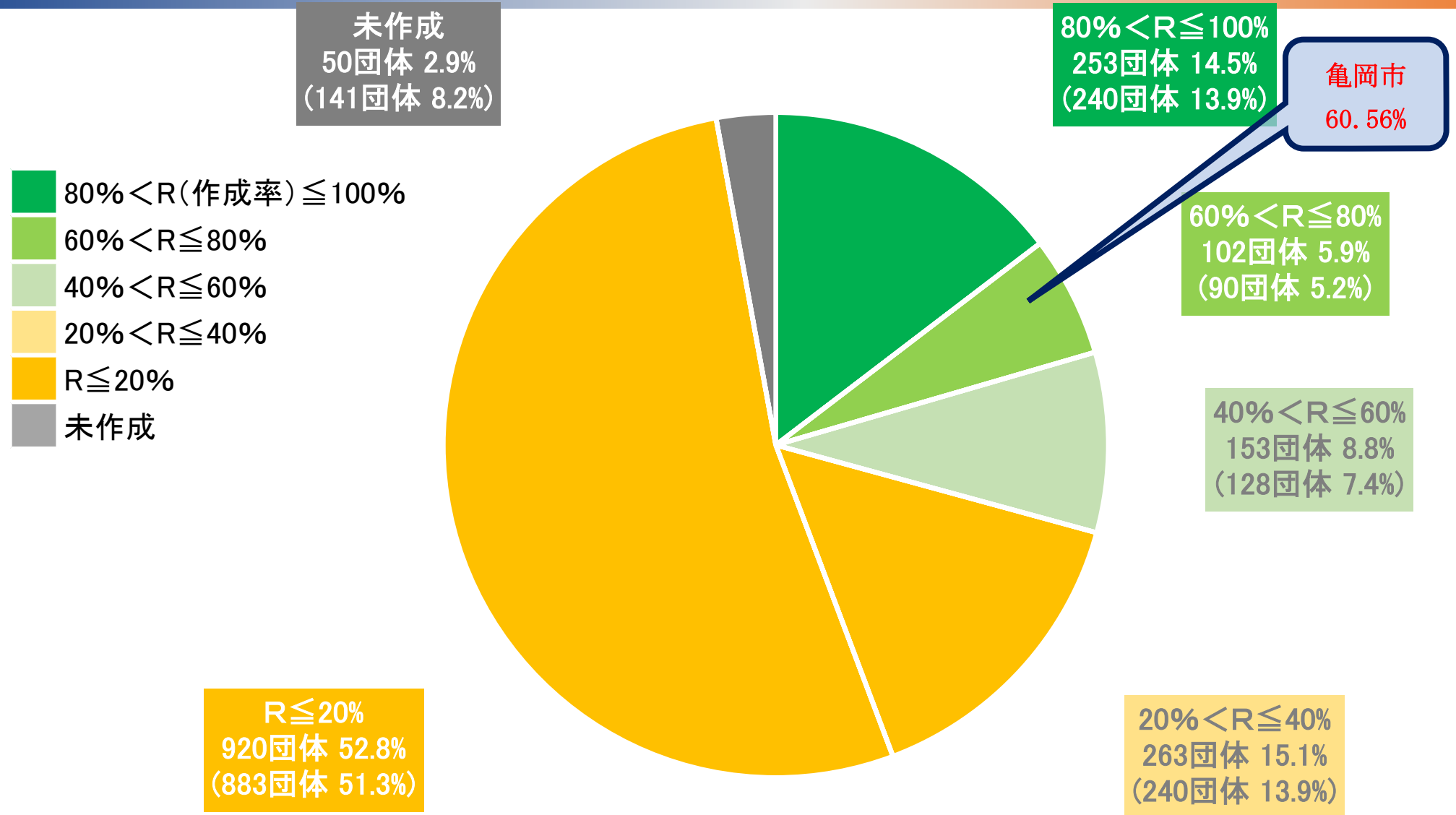
避難先・避難経路・その他

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、欄外や裏面を活用してください。
避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。
災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。
その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難 先 自宅の居間（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅 → 町道●号線を渡る → ◆◆公民館 （道路をはさみ自宅向かい） ※自宅前に流雪溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので、 気を付けてください。	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、忘れず持ち出すことができるよう、みんなで声をかけあいましょう。
--	---	--

個別避難計画の策定状況

令和7年4月1日現在



N=1,741団体

注) 作成率(R) =
$$\frac{\text{各市町村の個別避難計画が作成された避難行動要支援者の人数(人)}}{\text{各市町村の避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者の人数(人)}}$$

※丸括弧()内の数値は令和6年4月1日時点の状況。なお、前回調査は、能登半島地震の影響を鑑み、石川県管内市町村(19市町)については対象としていないため、団体数はN=1,722であり、今回調査とは異なる。

- 「避難生活支援リーダー／サポーター」とは、避難所運営の基本的スキルを習得し、自治体や支援者等とともに、避難所の生活環境向上に率先して取り組むことができる人材
- 当該人材を各地域で発掘・育成するために、内閣府主催の「避難生活支援リーダー／サポーター研修」モデル研修を全国で開催
- 研修修了者のデータベース構築（R7年度中運用開始予定）

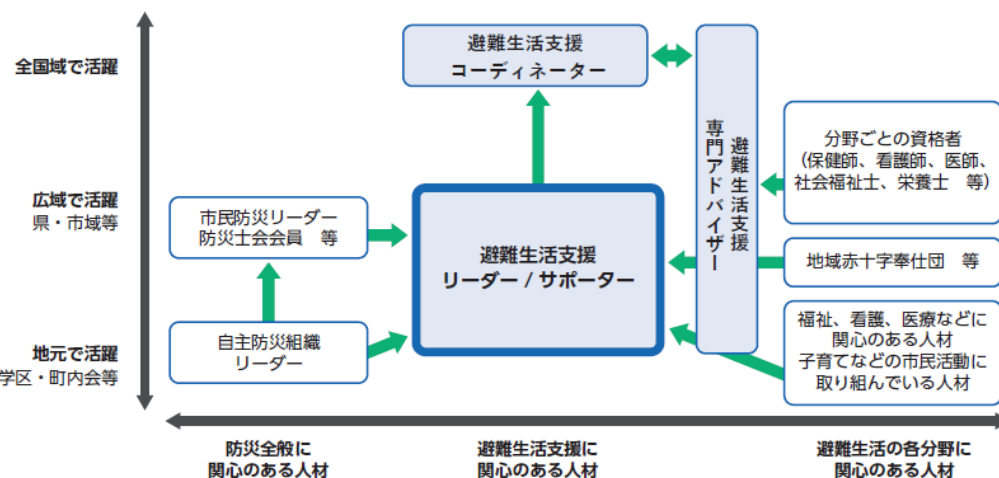
令和7年度開催予定

研修 プログラム	・オンデマンド講座（事前視聴） ・基礎講義、グループ討議、演習 など、研修期間2日間			
モデル 研修	○弘前市(青森) ○新発田市(新潟) ○市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町の5町合同(山梨) ○筑北村(長野) ○亀岡市(京都) ○真庭市(岡山) ○四万十町(高知)	○高崎市(群馬) ○小矢部市(富山) ○下呂市(岐阜) ○和泉市(大阪) ○三原市(広島) ○福岡市(福岡)	○富津市(千葉) ○白山市(石川) ○富士市(静岡) ○西宮市(兵庫) ○山口県 ○菊陽町(熊本)	○豊島区(東京) ○大野市(福井) ○西尾市(愛知) ○鳥取県 ○松山(愛媛) - 計24市町村
自走式	○岡崎市(愛知)	○瀬戸内市(岡山)	○多良木町(熊本)	計3市町村

日
6
月
6
・
7



避難所の環境改善演習



研修テキスト



グループ討議

NPO・ボランティア団体等の登録制度の創設

- 官民連携体制の強化のために、NPO、ボランティア団体等（被災者援護協力団体）を国が事前に登録する制度を創設。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。
- ※R7災対法等改正で措置

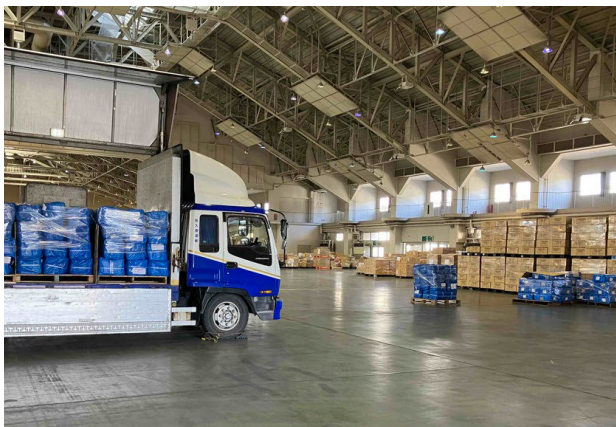


能登半島地震における民間企業等と連携した被災地支援

- 令和6年能登半島地震では、地方自治体など行政機関が民間企業等と連携し、支援物資や宿泊施設などを被災地に提供。
- 平時から各種サービスを提供する民間企業等の力を最大限活かすことで、プロによる円滑かつ的確な対応を通じて被災地支援を実施。

物資支援オペレーション

- ï 民間物流事業者に広域物資輸送拠点の運営や避難所への輸送を委託。



支援物資拠点の管理（石川県産業展示館）

飲食等の提供

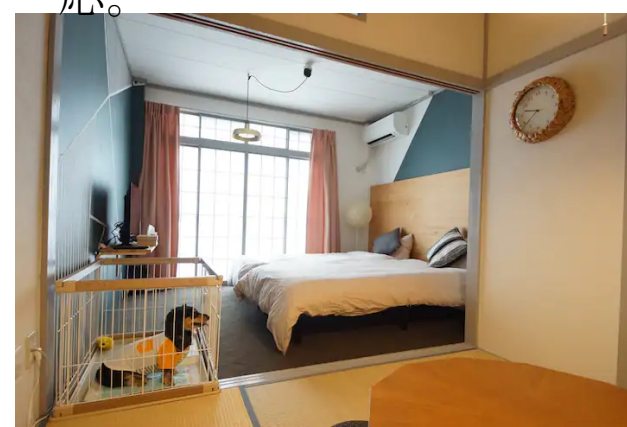
- ï 町の委託を受けた地元の飲食店組合の事業者が穴水町の開設した「セントラルキッチン」において、栄養バランスの取れた温かい食事を被災者へ提供。



飲食店組合事業者による炊き出し（穴水町）

宿泊施設の提供

- ï ホテル・旅館・民泊等を活用し二次避難等を支援。
- ï 民泊関係事業者では戸建てやペット同伴、家財付など幅広いニーズにも対応。



民泊施設の提供

地方公共団体と民間団体等との災害時応援協定の締結

物資輸送

- 災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定の締結

協定者：宮城県名取市、有限会社公衆開発（ドローンショップ 仙台）

- 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

協定者：広島県東広島市、福山通運株式会社

住まいの確保

- 災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定

協定者：埼玉県越谷市、一般社団法人レンタルキャンピングカー協会

- 災害時における移動式宿泊施設（コンテナホテル）等の提供に関する協定

協定者：鹿児島県伊佐市、株式会社デベロップ（ホテル事業）

食事の提供

- 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

協定者：愛媛県宇和島市、愛媛キッチンカー協会

- 食事の提供支援に関する協定書

協定者：群馬県館林市、有限会社フォレスト（飲食業）

生活の質の改善

- 災害時におけるトイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定

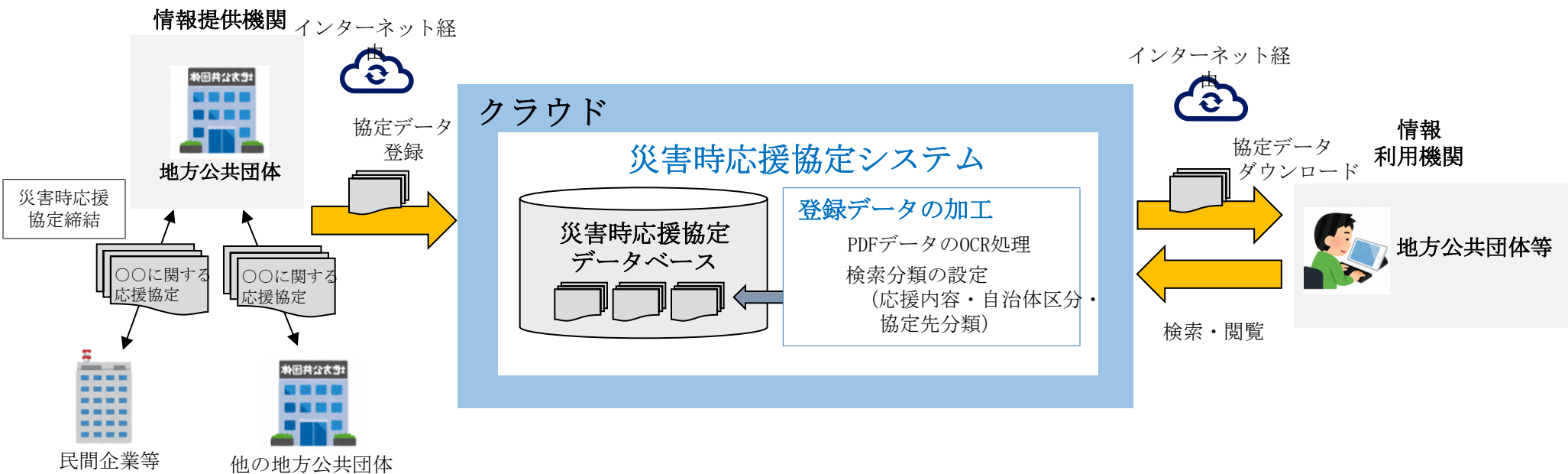
協定者：愛知県あま市、タフバリア有限会社（リース業）

- 災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定

協定者：兵庫県養父市、山本運輸株式会社

災害時応援協定のデータベース化の推進

- 令和3年度に、データベースを常時検索・閲覧することができるシステム（災害時応援協定システム）の運用をクラウド上で開始し、各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等、新たな協定締結の検討に活用。



防災×テクノロジー官民連携プラットフォームによる官民連携の促進

- 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」(防テクPF)の一環として、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項(ニーズ)と民間企業等が持つ先進技術のマッチングを行う「マッチングサイト」を開設(令和3年7月)。
- マッチング機能に加え、平時から復旧・復興期までの災害フェーズ、風水害、地震といった災害種別等に応じてニーズ/先進技術の検索も可能。



防テクPFサイト
登録はこちらから

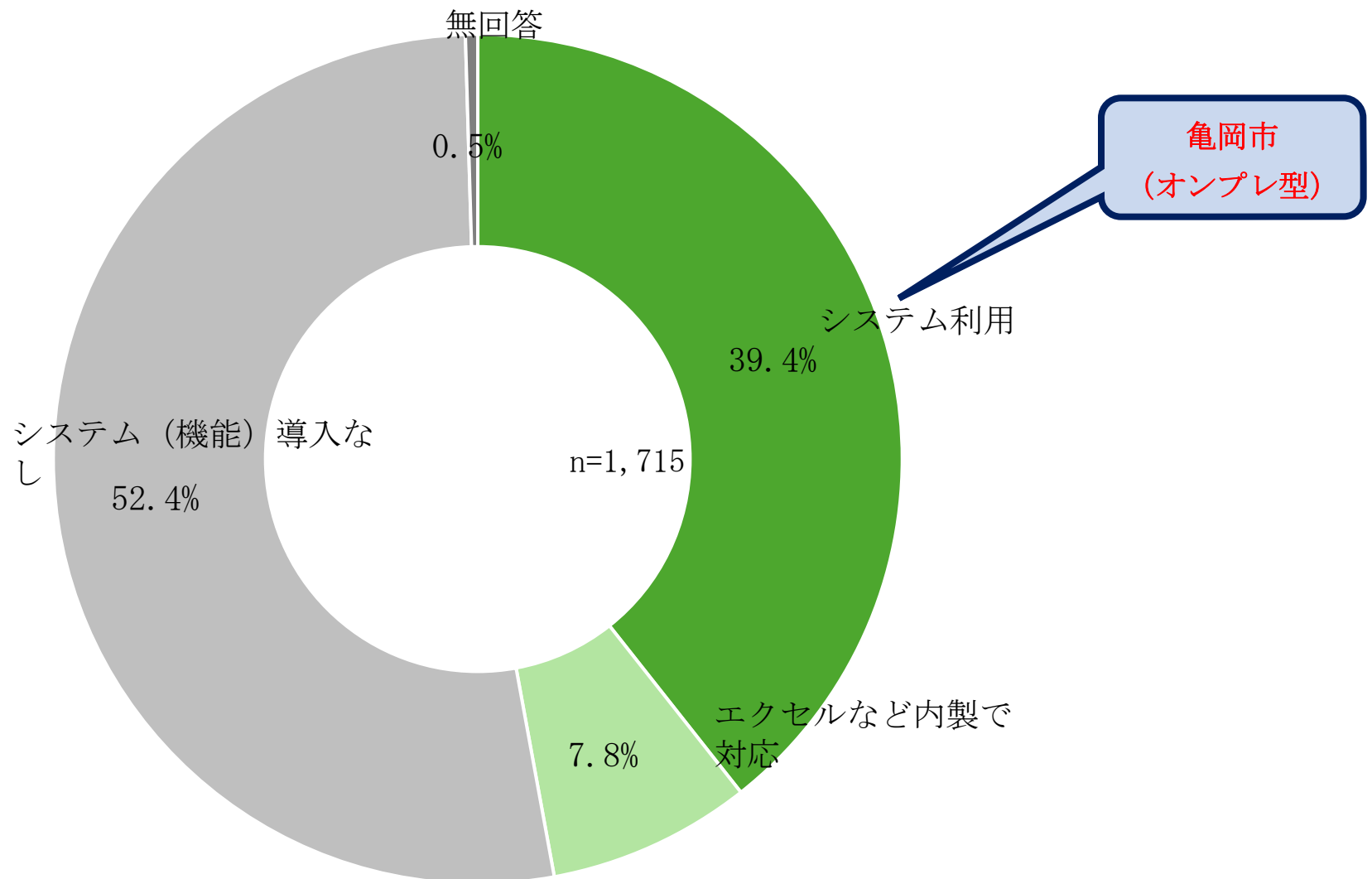


「被災者台帳の作成・提供等」



令和6年度実施「被災者支援システム等の導入・活用状況調査」(内閣府)

「被災者台帳の作成・提供等」のデジタル化の状況【全国】



- 自治体のシステム整備促進を目的として、内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築し、令和4年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により運用開始。
- 避難所の入退管理や罹災証明書のコンビニ交付などにマイナンバーカードを活用し、効率化や利便性の向上を図る。

